

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

の死亡に係るものに限る。」「に改め、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が地方公務員等共済組合法による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。)」に改め、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の」を「その者の遺族(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。)」が「に、「退職共済年金」を「遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。)」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること(その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。)

附則第二十二條中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条 同上

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「(組合員期間等が二十五年以上である者に限る。)」を加える。

附則第十二條の二の第二項及び第十二條の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十三条の十第一項第四号を削る。

(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部改正)

第十条の二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「(組合員期間等が二十五年以上である者に限る。)」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第十三条の十第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十五条 同上

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第九十九条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「(組合員期間等が二十五年以上である者に限る。)」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十八条の四第一項中「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合

附則第二十八條の十三第一項第四号を削る。

(平成二十四年一元化法附則第六十條第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五條の二 平成二十四年一元化法附則第六十條第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八條第一項第一号中「附則第七條第一項」を「附則第九條第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同條第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第九十九條第一項第一号中「失踪」を「失蹤」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「(組合員期間等が二十五年以上である者に限る。)-」を加える。

附則第十九條第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十八條の四第一項中「第七十八條」及び「附則第十九條」を削り、同條第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八條の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同條中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「第七十八條」及び「及び附則第十九條」を削る。

附則第二十八條の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同條第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十九條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の

員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第二十八條の十三第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十九條 同上

一部を次のように改正する。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条」に改める。

第九条の二を削る。

第四十条第一項第四号中「第四十二条第二号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。

附則

(退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置)

第三十五条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額(退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。)の受給権を有しない者であつて、改正前支給要件規定(第十條の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法(平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。))をいう。以下この条において同じ。)による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたもの

第三十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十四条 同上

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第三十七条第一項第四号中「第四十二条第二号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。

附則

(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第三十五条 施行日の前日において現に国家公務員共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付(以下この条において「退職共済年金等」という。)の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

とみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置)

第四十条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であつて、改正前支給要件規定（第十五条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(平成二十四年一元化法の一部改正)

第六十八条 平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中、「同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定監視等（第五十八条第一項第四号において「特定監視等」という。）を削り、「第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。」又は「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に、「特定監視等」と、「被用者年金制度の

(退職共済年金等の支給に関する経過措置)

第四十条 施行日の前日において現に地方公務員等共済組合法による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条その他政令で定める規定による退職共済年金その他退職を支給事由とする年金である給付（以下この条において「退職共済年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による退職共済年金等の支給要件に至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、これらの規定による退職共済年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条及び第六十九条 削除

一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定監視等に限る。）又は同項に規定する特定監視等」と、「に改め、同条第四項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」を「第五十八条第一項第四号」に、「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改め、同条第五項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十九条 削除

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百二十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。

附則第十三条の五第一項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、同条第六項中「の受給権者が被保険者である間」を「は、その

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条 同上

附則第十一条第一項中「被保険者である日」の下に「又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）」を加える。

受給権者が被保険者等である日が属する月において」に改める。

附則第二十九条第六項中「脱退一時金」を「厚生労働大臣による脱退一時金」に改め、同条第八項中「第三十三條」を「第二条の五、第三十三條」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十條第三項及び第四項」を「第九十條第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第九十條第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分に関する服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができらる。

附則

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第十一条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一〇三 省略

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた

附則第二十九条第六項中「脱退一時金」を「厚生労働大臣による脱退一時金」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第九十條第三項及び第四項」を「第九十條第四項及び第五項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第九十條第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分に関する服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができらる。

附則

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第十一条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。）附則第三十五條（私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十條の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一〇三 同上

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五條又は第四十條の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた

者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一〇三 省略

(老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例)

第二十一条 施行日の前日において附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者(当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。)であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合には、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。)、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。」とするほか、これらの規定

者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一〇三 同上

(老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例)

第二十一条 施行日の前日において附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至つた者(当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。)であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合には、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。)の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合員期間(他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))、旧地方公務員共済組合員期間(他

の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(衛視等に対する老齡厚生年金等の特例)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうちに特定衛視等であつた期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等(第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。)」と、同法第四十四条第一項中「老齡厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)」とあるのは「老齡厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「第四十二条第二号に該当する者」とあるのは「特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

2・3 省 略

4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。))まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合(国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則

の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。))又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。))とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(衛視等に対する老齡厚生年金等の特例)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうちに特定衛視等であつた期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齡厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)」とあるのは「老齡厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

2・3 同上

4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。))まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合(国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則

第四条において準用する場合を含む。)の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。)の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(次項において「組合員期間等」という。)が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間(次項において「組合員期間」という。)が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、同法第四十二條第二号に該当する者であるものとみなす。

5 省 略

(改正前国共済法による給付等)

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 3 4 省 略

(警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例)

第五十九条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である地方公

第四条において準用する場合を含む。)の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。)の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(次項において「組合員期間等」という。)が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間(次項において「組合員期間」という。)が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 同 上

(改正前国共済法による給付等)

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至つた者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 3 4 同 上

(警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例)

第五十九条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である地方公

務員共済組合の組合員（以下この条において「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に警察職員であった期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条の規定の適用については同法第四十二条第二号に該当する者であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一・二 省 略

2 5 4 省 略

5 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の第二項の規定に基づく条例で定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて地方公務員共済組合の組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の第二項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、同法第四十二条第二号に該当する者であるものとみなす。

6 省 略

務員共済組合の組合員（以下この条において「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に警察職員であった期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一・二 同 上

2 5 4 同 上

5 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の第二項の規定に基づく条例で定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて地方公務員共済組合の組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の第二項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

6 同 上

(改正前地共済法による給付等)

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に必要な読替えその他これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

254 省略

(改正前私学共済法による給付)

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職

(改正前地共済法による給付等)

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第四十条の規定により受給権を有するに至つた者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

254 同上

(改正前私学共済法による給付)

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至つた者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条 同上

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職

員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）」、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第四号中「含む。」が「を」含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法附則第三十

員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）」、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間に係る」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係る」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条 同上

附則第十二条第一項第四号中「含む。」が「を」含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項第三号」を「厚生年金保険法第五十九条第一項」に、「第十一号」を「以下この項」に、「同法附則

五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること若しくは同条第四項若しくは第五項」に、「により同法による退職共済年金」を「により同法による遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（同法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、「除く。」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」を「第十四号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八條の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「同法附則第二十八條の九に規定する者であつて同条」を「同条第五項に規定する者であつて同項」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項又は第二十八條の九若しくは第二十八條の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項」に、「同法による退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金」に改め、「できること」の下に「又は同項若しくは同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること」を加え、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）」、第四十八條第一項若しくは第二項（同法第五十二条に規定する法律（昭和三十

第十三條第一項）を「平成二十四年一元化法附則第三十五條第一項」に、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金（一）に、「同法附則第十三條の五若しくは第十三條の六」を「同条第四項若しくは第五項」に、「遺族共済年金」を「遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（国の施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（国の施行法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、同項第十二号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項」に改め、「及び第十五号」を削り、「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の九」を「同条第五項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第十三号中「地方公務員等共済組合法附則第二十八條の四第一項又は第二十八條の九若しくは第二十八條の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九條第一項又は第五項若しくは第六項」に改め、「（同法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十五号及び第十六号において同じ。）」を削り、「同法による遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金」に改め、同項第十五号中「地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を地方の施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）」、第四十八條第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。）」、第五十五條第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十九條第一項若しくは第二項（地方の施行法第五十二條に規定する法律（昭和三十

において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項若しくは第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、又は第六十二条第一項若しくは第二項(同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。)、の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、「除く。」「の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。))を受けることができること(同号に該当する場合を除く。))」を加え、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に改め、「又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること」を削り、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二十条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金(当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。))」に改める。

附則第二十二條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十四條第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六六條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条の二」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、

「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特

例(第三十五条―第三十七条)

六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による遺族共済年金」を「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金」に改め、「保るもの」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同項第二十号中「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十二條及び第二十七條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十四條第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第六六條 同上

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、

「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特

例(第三十五条―第三十七条)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第三十八条・第三十九条）
第五節 不服申立てに関する特例（第四十条）

「第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第三十五条―第三十七条）

第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十八条―第四十一条）

第五節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）

第六節 不服申立てに関する特例（第四十四条）

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）

第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条―第四十五条）

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条―第四十九条）

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条―第五十二条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三条・第五十四条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第四十六条―第四十八条）

「第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第五十八条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第五十九条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第三十八条・第三十九条）
第五節 不服申立てに関する特例（第四十条）

「第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第三十五条―第三十七条）

第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十八条―第四十一条）

第五節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）

第六節 不服申立てに関する特例（第四十四条）

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）

第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条―第四十五条）

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条―第四十九条）

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条―第五十二条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三条・第五十四条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）

「第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第四十六条―第四十八条）

「第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第五十八条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第五十九条）

—第六十二条—

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第六十三条

—第六十六条—

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

例（第六十七条—第六十九条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関

する特例（第七十条・第七十一条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第七十二条—第七十五条）

を

「第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第

四十九条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十条—第五十三条）

に、

「第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七

十六条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第七十七条

—第八十条—

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第八十一条

—第八十四条—

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

例（第八十五条—第八十七条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関

する特例（第八十八条・第八十九条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第九十条—第九十二条）

を

「第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五

十四条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十五条—第五十七条）

に改め、

「第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者であった期間を有する者

に係る給付の支給の調整（第九十三条—第九十六条）

—第六十二条—

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第六十三条

—第六十六条—

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

例（第六十七条—第六十九条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関

する特例（第七十条・第七十一条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第七十二条—第七十五条）

を

「第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第

四十九条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十条—第五十三条）

に、

「第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第七

十六条）

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第七十七条

—第八十条—

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第八十一条

—第八十四条—

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特

例（第八十五条—第八十七条）

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関

する特例（第八十八条・第八十九条）

第五節 不服申立てに関する特例等（第九十条—第九十二条）

を

「第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例（第五

十四条）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十五条—第五十七条）

に改め、

「第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者であった期間を有する者

に係る給付の支給の調整（第九十三条—第九十六条）

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第九十七条―第九十九条）
を削り、「第十二章 雑則（第百条―第百六条）」を「第十一章 雑則（第五十八条―第六十六条）」に改める。

第十条を第九条の二とする。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十五条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）の被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第九十七条―第九十九条）
を削り、「第十二章 雑則（第百条―第百六条）」を「第十一章 雑則（第五十八条―第六十六条）」に改める。

第十条を削る。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十五条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）の被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行

う。

(二)以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例)

第三十七条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものの遺族に第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第二百二十六条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項の次に次のように加える。

七十七の十三 厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十条第一項の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

う。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例)

第三十七条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

附則

(住民基本台帳法の一部改正)

第十七条 同上

別表第一中七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項の次に次のように加える。

七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団	同上
--	----

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六條第三項中「若しくは船員保険法」を、「船員保険法」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二百二十七條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

(利用範囲)

第九條 省 略

2 省 略

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八條若しくは第九十九條第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九條の四の二第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第二十九條の三第四項若しくは第五項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十條の二の第十三項若しくは第七十條の二の三第十四項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七條第二項若しくは第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第十号)第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団

(利用範囲)

第九條 同 上

2 同 上

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八條若しくは第九十九條第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九條第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九條の四の二第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第二十九條の三第四項若しくは第五項、第三十七條の十一の三第七項若しくは第三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第二十五項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七條第二項若しくは第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第十号)第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団

体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 省略

(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十八条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

(目的)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日及び平成二十九年四月一日における消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)の引上げ(以下「今次の消費税率引上げ」という。)に際し、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第十二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をして平成二十六年四月一日から平成三十年九月三十日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。)については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に

体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 同上

(目的)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日及び平成二十七年十月一日における消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)の引上げ(以下「今次の消費税率引上げ」という。)に際し、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第十二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をして平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。)については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不

対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

一・二 省略

附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十年九月三十日限り、その効力を失う。

254 省略

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十九条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則

(租税特別措置法の一部改正)

第五十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第四十二条の五第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りでない。

一・二 同上

附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

254 同上

附則

(租税特別措置法の一部改正)

第五十一条 同上

第十条の二の二第一項及び第四十二条の五第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。